

彦根お城トンネルの開通前活用の募集について

滋賀県湖東土木事務所では、都市計画道路原松原線・彦根お城トンネル・公共事業への理解を深めてもらうとともに、令和6年12月下旬に控える都市計画道路原松原線開通のPRを図るため、「彦根お城トンネル」の開通前活用をされる団体を概ね5団体限定で募集します。

車両通行の無いトンネル内で「何か」してみませんか！

1. 概要：

令和6年12月下旬の開通を控えている原松原線事業において、開通前の1.135kmの「彦根お城トンネル」を一般の方のアイデアでイベント等に活用いただき、また、一般の方の発信力やマスコミ取材等を通じて、都市計画道路原松原線・彦根お城トンネル・公共事業及び開通のPRを図ります。

2. 募集：

活用条件

1. 「都市計画道路原松原線」及び「彦根お城トンネル」開通のPRを行うため、マスコミへの資料提供もしくはSNS・動画投稿サイト・ホームページなどで広く広報してください。
2. 1団体につき1日（平日）までです。
3. トンネル内の照明は利用いただけますが、それ以外は活用者で準備してください。
4. 活用には審査があります。
5. 参加者からの料金徴収や、物品販売等、営利目的の活用は認めません。
6. その他、詳しくは別紙を参照してください。

利用できる期間

令和6年12月2日（月）から令和6年12月18日（水）間の

平日9：00～17：00

工事等のため、上記期間中でも活用できない日があります。

3. 注意事項

トンネル内およびトンネル外での工事による騒音が発生する場合があります。

活用開始前、活用終了時には職員が立ち会います。また活用中、職員が同行する場合があります。不適切な活用を認めた場合は、活用の停止（また、画像・動画等の記録の破棄）を命じることがあります。

活動内容により、団体へ主催者のための賠償保険への加入を求める場合があります。また、警備が必要と判断した場合は警備員等の配置を求める場合があります。

4. 応募方法

募集期間 令和6年11月12日（火）～11月26日（火）

下記メールアドレスに、団体名、代表者、団体もしくは代表者の連絡先（住所、電話番号、メールアドレス）、活用目的（画像・動画等の記録の商用利用の有無）、活用概要、希望日時をお送りください。

ha34300@pref.shiga.lg.jp

湖東土木事務所との調整により活用可能となりましたら、申請書および誓約書を提出していただきます。

5. 審査・調整：

別紙に基づき、活用に関する審査を行います。審査の結果ご活用いただけない場合がございます。

また、日程の調整により活用いただけない場合がございます。

メール着信順に審査し、概ね5団体になりましたら募集を終了いたします。

別紙

「彦根お城トンネル」活用について

1. 彦根お城トンネルの開通前活用をしようとする者は、「都市計画道路原松原線」及び「彦根お城トンネル」の供用開始の PR を行うため、マスコミへの資料提供もしくは SNS・動画投稿サイト・ホームページなどで広く一般に広報すること。
2. 1 団体につき利用は原則 1 日（9：00～17：00）以内とする。
3. 彦根お城トンネルの開通前活用をしようとする者は、湖東土木事務所長に申請し、その承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
 - 2 次の各号のいずれかに該当するときは、湖東土木事務所長は使用の承認をしない。
 - (1) 秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 次の①～⑥に該当すると認められるとき。
 - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - ② 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められる者
 - ④ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められる者
 - ⑤ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - ⑥ ①から⑤までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められる者
 - (3) 開通前使用の目的に反すると認められるとき。
 - (4) トンネルの施設もしくは設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
 - (5) その他トンネルの管理上支障があると認められるとき。
 - 3 湖東土木事務所長は、承認をする場合においては、彦根お城トンネルの管理上必要な限度において、条件を付すことができる。
4. 3. の承認を受けた者(以下「活用者」という。)は、彦根お城トンネルの施設もしくは設備に変更を加え、または特別の設備を設けてはならない。ただし、あらかじめ湖東土木事務所長の承認を受けたときは、この限りでない。

5. 湖東土木事務所長は次の各号のいずれかに該当するときは、上記の承認を取り消し、または活用を制限し、もしくは活用の停止、記録の破棄を命ずることができる。
 - (1) 活用者が使用の目的に違反して使用したとき。
 - (2) 活用者が詐欺その他不正の行為によって第4条第1項の承認を受けたとき。
 - (3) 活用者が第3条第2項各号(同項第4号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (4) 活用者がこの規定に違反したとき。
 - (5) 活用者が第3条第3項の規定により付された条件に違反したとき。
 - (6) その他湖東土木事務所長が特に必要と認めたとき。

6. 活用については無料とする。

トンネル照明については使用できる(電気料金は無料)。
電源、その他については活用者で用意すること。

7. 滋賀県は、活用により活用者に損害が生じても補償しない。

8. 活用者は、その活用を終了したときは、その活用に係る施設および設備を原状に回復しなければならない。前条の規定により活用の承認を取り消されたときも、同様とする。